

千葉県男女共同参画苦情処理委員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の趣旨に鑑み、千葉県男女共同参画苦情処理委員の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 知事は、県が男女共同参画社会の形成に資するために実施する施策及び配偶者からの暴力を防止し被害者の保護を図るために実施する施策並びにこれらに関連する施策その他県が実施する施策（男女共同参画の視点が求められる施策に限る。）について、第11条第1項に規定する県民等から申出のあった苦情を適切かつ迅速に処理するため、千葉県男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を設置する。

(担任事務)

第3条 苦情処理委員は、次の各号に掲げる苦情の申出があった場合において、知事の命を受けて所要の調査を行うものとする。

- (1) 県が実施する男女共同参画社会の形成に資する施策及びこれに関連する施策（以下「男女共同参画推進施策」という。）に関する苦情（県が実施する各種の施策について男女共同参画の視点が欠如又は不十分である旨の苦情を含む。以下同じ。）
- (2) 男女共同参画推進施策を阻害する要因によって人権が侵害された事案（以下「人権侵害事案」という。）に関する苦情

(身分証明書)

第3条の2 苦情処理委員は、その職務の執行に際しては、常に身分証明書（別記第1号様式）を携行するものとする。

- 2 苦情処理委員は、前項の身分証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 苦情処理委員は、解嘱されたときは、第1項の身分証明書を直ちに知事に返還しなければならない。
- 4 苦情処理委員は、第1項に規定する身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(申出の受付)

第4条 知事は、第3条の苦情の申出を受け付けるための窓口（以下「受付窓口」という。）を千葉県男女共同参画センターに置く。

- 2 苦情の申出の受付及びその処理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(苦情処理委員の構成等)

第5条 苦情処理委員は、3名以内とし、人格が高潔で、男女共同参画推進施策及び人権侵害事案に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。この場合において、1名以上は法曹関係者とし、かつ、半数以上は女性としなければならない。

- 2 苦情処理委員は、地方公共団体の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼

ねることができない。

(任期等)

第6条 苦情処理委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 苦情処理委員は、再任されることができる。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。

(解嘱)

第7条 知事は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員に適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(職務の執行方法)

第8条 苦情処理委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる事項を決定するときは、合議により行わなければならない。

- (1) 職務の執行の方針に関する事項
- (2) 職務の執行の計画に関する事項
- (3) その他苦情処理委員が合議により処理することが適当と認めて合議によりその旨決定した事項

(守秘義務)

第9条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門員)

第10条 苦情処理委員の職務を補助させるため、専門員を置く。

- 2 専門員は、3名以内とし、知事が委嘱する。
- 3 専門員は、その職務の執行に際しては、常に身分証明書（別記第2号様式）を携帯するものとする。
- 4 第3条の2第2項から第4項まで、第6条第1項及び第2項、第7条並びに前条の規定は、専門員について準用する。

(苦情の申出等)

第11条 県内に住所を有する者又は県内に勤務地を有し若しくは通学する者は、男女共同参画推進施策に関する苦情及び人権侵害事案に関する苦情を知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による苦情の申出があったときは、速やかに苦情処理委員に調査を依頼するものとする。

(苦情の申出の取下げ)

第11条の2 前条第1項の規定による苦情を申し出た者は、理由を示したうえで、いつでも当該苦情を取り下げることができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定による取下げがあったときは、速やかに苦情処理委員にその旨を通知し、当該苦情の処理を終結するものとする。

(苦情処理委員による調査)

- 第12条** 苦情処理委員は、第11条第2項の規定による調査の依頼があったときは、必要に応じて、書面により、男女共同参画推進施策を実施する部局に対し、その実施の状況について説明を求め、又はその保有する関係書類その他の記録の閲覧を求め、若しくはその写しの提出を求めることができる。この場合において、当該事務部局の職員は、当該調査が円滑に実施されるよう、苦情処理委員の求めに応じ、所要の協力をしなければならない。
- 2 苦情処理委員は、第11条第1項の苦情が知事以外の執行機関の所管する事務に関するものであったときは、知事にその旨報告するものとする。この場合において、知事は、男女共同参画推進施策に関する苦情及び人権侵害事案に関する苦情の適切な処理に資するため、当該執行機関に対し、苦情処理委員の調査に協力するよう要請するものとする。

(調査しない申出)

- 第13条** 苦情処理委員は、苦情の申出が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を開始しないものとする。
- (1) 第3条各号に該当しない事項
 - (2) 裁判所又は裁判官の裁判により確定した事項及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定等により確定した事項
 - (3) 裁判所において係争中の事項及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てにより行政庁において審理中の事項
 - (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第17条の紛争の解決の援助の対象となっている事項
 - (5) 議会に対し請願又は陳情を行っている事案に関する事項
 - (6) 現に犯罪の捜査の対象となっている事項
 - (7) この要綱に基づき行われる苦情処理委員の行為に関する事項
 - (8) 前各号に定めるもののほか、この要綱の制定目的に照らし、苦情処理委員が調査することが適当でないと認められる事項
- 2 苦情処理委員は、人権侵害事案に係る苦情の申出が当該人権侵害事案の発生の日から1年を経過した日以降に行われたときは、当該苦情の申出に係る調査は、行わないものとする。ただし、苦情の申出を人権侵害事案の発生の日から1年以内に行わなかったことにつき、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。
- 3 苦情処理委員は、苦情の申出が第1項又は第2項本文のいずれかに該当することにより調査を行わなかったときは、その旨及び調査を行わない理由を知事に書面により通知するものとする。

(苦情処理委員による措置)

- 第14条** 苦情処理委員は、苦情の申出に係る調査が終了したときは、その結果を、書面により、速やかに知事に報告するものとする。この場合において、苦情処理委員は、必要があると認めるときは、知事に男女共同参画推進施策の実施及び人権侵害事案の処理に関して助言をし、意見を述べ、是正の勧告を行い、その他所要の措置を講ずるよう求めることができる。

(知事の措置)

第15条 知事は、苦情処理委員から第13条第3項の規定による通知又は前条の規定による報告があったときは、苦情の申出をした者にその結果を書面により通知するものとする。この場合において、苦情処理委員が知事に助言をし、意見を表明し、是正の勧告を行い、その他所要の措置を講ずるよう求めたときは、その内容を当該苦情の申出をした者に通知するものとする。

2 知事は、前条の規定により苦情処理委員が助言をし、意見を述べ、是正の勧告をし、その他の所要の措置を講ずるよう求めたときは、これを尊重しなければならない。

(苦情の申出の処理状況の公表)

第16条 知事は、第14条の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告（苦情処理委員が同条の規定により助言をし、意見を述べ、是正の勧告を行い、その他所要の措置を講ずるよう求めた場合には、その旨及び内容を含む。）に係る苦情の申出に対する処理状況（知事が前条第2項の規定により所要の措置を講じたときは、その旨及び内容を含む。）を千葉県ホームページ上で公表するものとする。この場合において、当該報告の中に苦情の申出をした者に係る個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）があるときは、これを公表してはならない。

(事務局)

第17条 苦情処理委員の庶務は、千葉県総合企画部多様性社会推進課及び健康福祉部児童家庭課において処理する。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年11月20日から施行する。

(苦情処理委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後最初に任命される苦情処理委員及び専門員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月25日から施行し、改正後の千葉県男女共同参画苦情処理委員設置要綱第13条第1項第3号の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年7月5日から施行し、改正後の千葉県男女共同参画苦情処理委員設置要綱第4条第1項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年3月3日から施行し、改正後の千葉県男女共同参画苦情処理委員設置要綱第1条の規定は、平成26年1月3日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年8月7日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第3条の2第1項）

（表）

90mm

第 号
身 分 証 明 書

氏 名
年 月 日生

上記の者は、千葉県男女共同参画
苦情処理委員であることを証明す
る。
年 月 日発行

千葉県知事 印

55mm

（裏）

区分	年月日	事 由	印

注 意 事 項

1 職務の執行に際しては、常時携帯すること。
2 記載事項に変更を生じた場合又は損傷・紛失した場合は、速やかに訂正又は再交付を受けること。
3 解嘱された場合は、直ちに返還すること。

第2号様式（第10条第3項）

（表）

90mm

第 号
身 分 証 明 書

氏 名
年 月 日生

上記の者は、千葉県男女共同参画
苦情処理専門員であることを証明す
る。
年 月 日発行

千葉県知事 印

55mm

（裏）

区分	年月日	事 由	印

注 意 事 項

1 職務の執行に際しては、常時携帯すること。
2 記載事項に変更を生じた場合又は損傷・紛失した場合は、速やかに訂正又は再交付を受けること。
3 解嘱された場合は、直ちに返還すること。